

## 下市庄屋について

### 二 宮 修 二

はじめに、由布市挾間町大字下市にあった「下市大庄屋」二宮家は、私の生家の道前にあって早くからその存在は知っていたし、その屋敷の半分ぐらいは私の家の土地になっていたので良く知っている。しかし、その歴史的なことは正確にはよくわからない。古文書はほとんど無くいくつかの遺跡とか石塔や墓が残っているだけである。二宮家は、下市・上市・向原・鶴田・平横瀬・国分等を管轄する大庄屋であった。

残っている物は、「御庄屋屋敷」とその庄屋屋敷に建っている「一字一石諸経中主塔」と「石垣」、そして「願成寺」の墓地に残っている「庄屋の墓」である。墓は、こわれかけた物も入れると九基か十基ある。

屋敷の石垣は、およそ東西約八十m南北約六十mぐらいである。一番調べて知りたいことは、下市大庄屋の役割・仕事・農民との関係であるが、文書が無いので成果はあまり期待できないと思われる。現在見ることの出来る下市大庄屋の屋敷の概要や、遺跡をここに報告し今後の研究のきっかけにしたいだければ幸いである。

#### 一、「屋敷の概要」

庄屋屋敷は、向原へ賀来線（下市道）の道路の南側にある。広さは約三反ぐらいたろうか。私たちは子どものころからずっとこの土

地を今も「御庄屋屋敷」とか「前ン屋敷」と呼んできた。土地の廻りには、昔は大きな柿の木やびわ、ハランキョウの木お茶の木等が植わっていたが、昔の木は切られたり、枯れたりした。今でも大きな柿の木と孟宗山が残っている。今も残っている木が一本ある。それは、椿の木である。この木は子どものころから変わらない。椿の花の色はあかく、小ぶりの花である。本当は、赤と白の交じりの花の咲くきれいな花が咲いていたが、この木を植え替えようとしたが枯れてしまった。今でも目に映るようなきれいな花であった。

「石垣」土地の南側は、野面積みの石垣が築かれている。丸い大きな自然石で高く積まれていて、途中が段になっていてそれも、二mぐらいの石垣が積まれていたが、その低い所は、孟宗竹の山になっていたので、竹の子によって、石垣はだんだん崩れてきている。しかし、その石垣の続きの東隣の家の所は、高さが六mぐらいあって、こわれてなくて今も立派にのこっている。屋敷の一番端の所に、小さな水路が流れている。水路に沿って道があり、この道が南の崖に出た所は高い石垣になっていて、下に下る石段が造られている。

隣は前Tさんが持っていて、いまは違うTさんが持っている。

Tさんの持っている所は昔「鮎切り所」といって、「殿様がおいでた時に、鮎を切つてご馳走として出していた。」「若し、鮎が無いときには、ほうちよう汁を出していた。」とよく祖母が言っていた。そこは見晴らしもよい。「鮎きり所」の庭に井戸がある。それほど大きな井戸ではないが、井戸の周りは石畳のようになっていて、水でぬれることはあまり無いようにしてあった。今は草がおおい茂っ

て、井戸側も分らないぐらいである。

鮎きり所とは別に、庄屋の住む母屋があった。

## 二、【鮎切り所から見た景色と鬼のみい】

鮎きり所から見ると屋敷の少し先に、大分川の流が見え、そのすぐ向こうには、箱庭のようになった鬼崎と同尻の間の山が見える。遠くには宇曾山が見える。近くには、「鬼のみい」という近景が見えて絶景だった。この「鬼のみい」の景色は、「鬼崎のお宮」を象が鼻を高く上げたときの象の鼻の先に見立てると、その西側に象の長い鼻が弓なりにへこんであり、次に象の頭があり、頭の下に象の顔のような形があった。そこに大きな穴が空いて、それが象の目に当たる。それをみんな「鬼のみい」といつていた。「鬼のみい」というのは、鬼が使った大きな目というのである。その自然に出来た大きな穴が、垂れ目の可愛い象の目に見えたのである。「みい」というのは、穀物を風によって選別する手に持って振る道具である。そのすぐ横には、大きな耳のような草木のない禿げた岩肌が見え象の耳そっくりだった。

そしてその西側は、象のあばら骨のように見える山の凹凸が今でもある。恐らく、このように造ったのであらうと思われる。いかにも象が大分川に沿って寝そべっているようなゆったりした景色だった。それでその象のお尻のところを同尻と言うんだとよく言われた。昔の人は、そこをどうして同尻というのか分からないが、中世のころは、大分川のことを堂尻川と呼んでいたので、象尻を同尻と呼んだのであらう、象尻よりも同尻のほうがよいと思ったので、この表

現になったのであらう。銭亀峠の道標も「とうしり」であるから早くから「同尻」と呼んでいたのであらう。

無残にも、高度経済成長期のころ、開発の名の下に壊されてしまった。実に残念である。今なら立派な観光資源になったのにと惜しまれる。

「鬼のみい」には、子どものころ登ることが出来た。登るには、象の形の岩の南側「ずうめき谷」から北側川原に抜ける人一人通れる位の小さなトンネルがあったのでそこを通過して、北側の川原に出て、川原に下って、また鎖を伝って登っていた。高さは10mぐらいあった。小学校高学か中学生の子どもの格好の冒険場所であった。

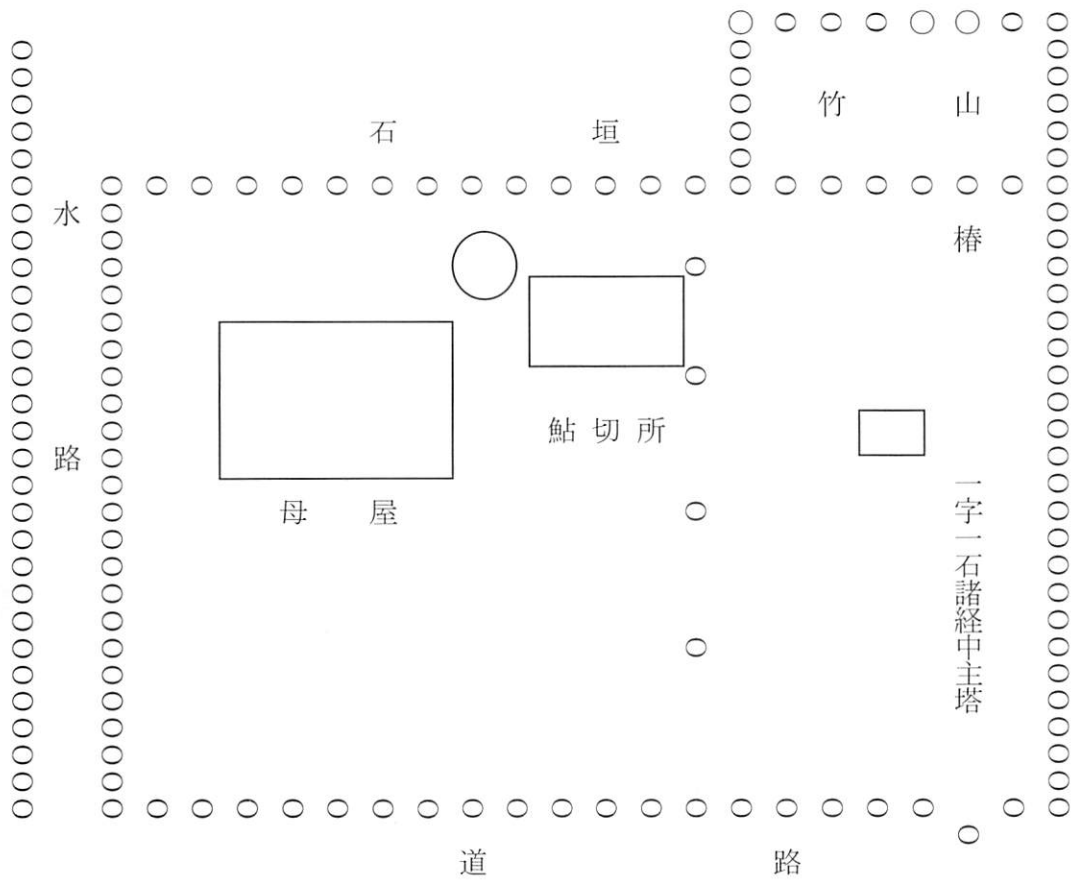
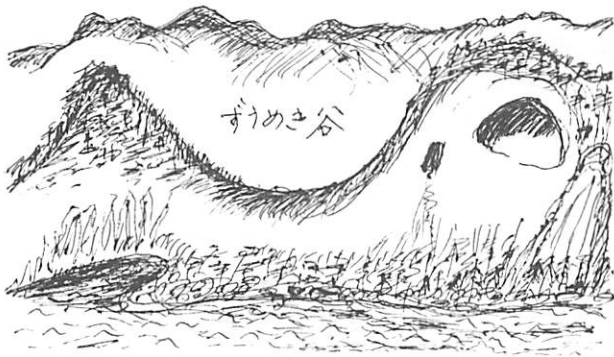


庄屋の石垣 西側



上と同じところの並びの東側

象の鼻、鬼のみい



庄屋の土地と位置関係

### 三、【諸経中主塔】

「諸経中主塔」この石碑の左側面に沢山文字を書いてあるのでそれを掲載する。この塔を移転しなければならなくなり、そこを掘って移動したことがあった。塔の下の部分には、ピンポン玉ぐらいの丸い石が、埋められていた。その一つ一つに墨で文字が書かれていた。経文を書いたものだそうである。小石の量は、一輪車に一杯ぐらいあった。

「諸経中主塔」というのは、いろいろな経文のすぐれた言葉だけをあつめて石に書き、この下に納めたものである。移転するときまた埋め戻した。



諸経中主塔

### 【碑文】

右側面

文化十年 癸酉

願主 藤大夫

正面

諸経中主塔

左側面

夫惟當境長者二宮氏先代之祖自創ス以書写法蓮華經之事也移聚 小石每一石書

一字而書八軸 納諸廣福山願成寺之

境其先靈之廟以造立制多一者修其追福二者□今後代子孫護福長久且属後世家嗣書妙經合同我誠積善之家今長久繁榮然當家主藤大夫氏林以其奥後有一箇古墳紘其地自書石經建斯宝塔以表鳥意欲令渾家且夕詣參供香華致拜敬求今世後世之勝報也餘慶必及子孫善哉善哉理事既究竟 就予請銘乃

記恩由並打イ陀一章以塞其需云爾

一石一書妙法華傳來久遠不曾差

分明塔樣是真佛拜敬子孫又增加

前真如一山心恒識 □ □

【解説】平成六年ごろ、この塔を移動しなくてはならなくなって、10mぐらい西に移動はしたが、方角はあまり変わっていない。この文の概要は、「当地の長者である二宮氏が、法蓮華經を一字ずつ一石に書いて、書八軸にして納めた。廣福山願成寺に靈廟として祇園



庄屋の井戸の跡

精舎をつくり、幸福を願う代々家が続き幸福が長く続くことを願う。誠に善を積む家は繁栄する、当家 藤太夫は古墳を広き地に建てた。香華を以って参詣すれば、今世、後世に必ずよいことがあるし、其の勝報は、子孫にも及ぶ。よい事である」子孫また増加。

この文の中に、「奥後ろに一箇の古墳有」と書いてあり、其の地に自分で書いた石経を建てたとある。其の場所は、下市の廣福山願成寺であろう。そこには、古い墓八基（石殿）と新しい墓（三基）がある。願成寺本堂の前庭の東方の墓のうち、一番大きな石殿の中には、三つの石像が祭られている。幅が一mほどの大きな石殿である。

#### 四、【庄屋の家族と子孫】

下市大庄屋の名前でよく文書等に出てくるのは、「下市大庄屋善右衛門」である。その子が、藤太夫である。その子の一人が郡平である。父藤太夫は、府内藩御役所に、多くの願・届・嘆願書を提出している。其の願の内容の一例は次のものである。恐らくこれが最後の方の文書であろう。

一 奉願上覚 二宮藤太夫

歳十五歳 郡平

右者未幼少二御座候得共 謹御用之節私代病被成 仰付被下候様奉願候付書付差上申候 右奉願候通被為 仰付被下候ハハ  
難有仕合二奉存候此段幾重にも宜敷奉願候以上

下市大庄屋 二宮藤太夫 印

邑里 八日被 被仰付候

御役所

この文書で見ると、「郡平は幼少であります、御用を謹んでつとめますので、庄屋役を仰せ付けくださいますようお願いいたします。」との内容である。十五歳の青年に庄屋役譲ることをお願いしている。若年者に庄屋役を譲ったのであるから主人も病気であったのだろう事が想像される。役所から八日に許可が出ている。

奥さんもいたが、主人が無くなってからは、あまり健康もすぐれなかったようである。子供は、息子と娘が居た。男子は大中に行っていたが、結核で死くなった。娘さんは、野津原に行ったり、小野鶴に行ったり住居が変わったがその後のことはまだ調べきれない。文書は何度もたずねたが今のところ分からない。墓の世話は、「御隠居」の二宮さんが世話をしている。

墓を調べに行ったとき、願成寺の奥さんが善右衛門の墓を指して、「この墓のお守りをしている人は、野津原の人で一宮といっています。」



二宮庄屋の宝暦 11 年の墓  
(1761 年)

した。」と話し其の一宮さんは、「私はしばらく外国に行くからお願  
いします。」と言ったそうである。

娘さんは、野津原の高屋酒屋に嫁に行っているのではないかと  
言われている。



庄屋 二宮善右衛門の墓  
一番右（野津原の一宮氏が供養）



二宮庄屋の墓

下市大庄屋から府内藩に提出された文書

府内藩記録 乙の7 元禄二年 郷中より書上控

御代官所 菅野太左衛門 巳巳 正月 日

一、「奉願上覚」 午年正月 下市組大庄屋、二宮善右衛門

内容 上市村の幾蔵からの届出で、幾蔵はこれまで組頭でありましたが病気がちで出来なくなりましたので、後役として休右衛門に仰せ付けくださいますようお願いいたします。休右衛門は、五十五歳で、平日実弟で世話も行き届いていますので、願の通りお願いいたします。

二、「奉願覚」 午 二月 国分村組頭 下市組大庄屋、二宮善右

衛門

内容 国分村組頭 安太郎からの届出で、この者は、帯右衛門と改名いたしたので、願の通り仰せ付けください。

三、奉嘆願覚 午 二月 国分村惣百姓 下市組大庄屋、二宮藤太夫

内容 国分村惣百姓代より、国分井出の堰が、洪水の後大破したので堰打ち夫ならびに、木材持ち出し夫等仰せ付けください。仰せ付けの人夫二而は普請できかねますので、よろしく追加お願いします。

四、奉願覚 午 三月 向原大庄屋格 平松木左衛門倅 甚五郎  
下市大庄屋 二宮藤太夫

内容 右の者は平日実体で生い立ち宜しいので、倅誤用の節見習いとして、勤めさせますので書付を差し上げます。



五、奉願覚 午 六月 平横瀬村 牧右衛門 卯兵衛

一 天神下 魚築壱ヶ所 運上五斗

一 下河原 同魚築壱ヶ所 国分村 凶吉 運上五斗

右の者共は魚築かけたいたので願い出候に付、書付差出申候、右願いの通り、仰せ付け被下そうらハバ、仕合せに奉存候。

下市組大庄屋、二宮藤太夫

六、奉願覚 午 七月 東院村 実右衛門

一 魚築運上 七斗

右の者東院村内 板河原と申すところ、魚築かけ申したく候願出候に付差し上げ申候 右の願の通り仰せ付け被下そうらハバ、仕合せに奉存候。

国分村 儀市 同村組頭 品右衛門 同村大庄屋格 松尾

勘之丞

下市組大庄屋 二宮藤太夫 鶴田村 園田多聞 来鉢村

佐藤玄英

七、奉願覚 鬼箕下

一 魚築壱ヶ所 鶴田村 惣作 運上三斗

右の通り魚築堰仕りたき段願い出候に付書付差し上げ候 右

奉願候とおり 仰せ付け被下候はは仕合せに存知候

鶴田村大庄屋格 三ヶ尻三右衛門 下市組大庄屋、二宮

藤太夫

八、奉願覚

日出藩御支配所八坂村与右衛門と申す者の倅住吉出組立ち候

宗門の儀は真宗正願寺門徒にて御座候儀 中村弥吉方へ 貰

い申したく候はバ与右衛門も遣わし申す旨申候 尤も双方邪

宗門類族にも御座候庄屋證文取相添え奉伺い候此段宜敷 奉

願上候

中村 弥吉 同村組頭伸右衛門 同村庄屋 惣兵衛

午 八月 中村 弥吉 下市組大庄屋、二宮藤太夫

その他、(左の記事は、挾間町内に残っている二宮善右衛門の名前の出ている文書)

天和四(一六一八)年「朴木井路の開鑿願」 下市大庄屋善右

衛門

慶安三(一六五〇)年「阿南莊新井手書き物の事」下市村善左

衛門殿

元禄三(一六九〇)年「覚」 下市大庄屋 善右衛門

・井手床になる土地、借用

・井手取替證文の事

元禄七(一六九四)年「朴木井手掘り替え證文」下市大庄屋善

右衛門

延宝七(一六七九)年「書き物之事」下市村大庄屋善右衛門

天明六(一七八六)年「覚」 下市村大庄屋善右衛門

・海老毛村の井手の堰造り御願

文化十一(一八一四)年「覚」 下市大御庄屋 二宮藤太夫

・水車七箇所

・水車床證文の事

天保十一（一八三三）年「水車床證文事」 下市御大庄屋善右

衛門

・水車床證文の事

慶応四（一八六八）年「初瀬井手新貫書替證文之事」 下市大庄屋二宮善右衛門

### 【考察】

一般的に庄屋の役割は、管轄する村の長としての仕事がある。年貢の取り立て、戸籍事務、諸願い書類の作成、領主との折衝など全般であった。

文書の取交しや藩への提出文書から見ると次のような文書が作成され提出されていた。

一、年貢の献納に関して、天候不順のため、米の不作のため減免を願った文書

二、水路は損修復のための、人の要請。

三、組頭の交代の願い。

四、養子縁組の届け。許可要請。

五、初瀬井路開鑿のときの取り決め

六、初瀬井路での水車の約束。水車七箇所

七、水路の堰づくりの約束。朴木井出。海老毛井出。

八、川の魚築に関する願い。

文書の内容は多岐に渡っており、今年は天候が悪く米の出来が悪かったので、減免を願ったことや、川魚を取る築をかける願いや

組頭の交替をお願いしたものなどのことで、また、井路が破損したのでその修復のために人夫を二百人とか五百人出してくださいと言う願いなどで藩役所に文書を提出している。この文書の内容は、東行の首藤家文書の内容とはまた違った内容である。東行の庄屋の場合は、年貢を割り付けた記録などが細かく記されている。しかし、下市庄屋の場合は、文書が見られてないのでその違いも詳細にはわからない。

二宮善右衛門は、天和四（一六一八）年から、慶応四（一八六八）年まで丁度九十六年間にわたって、文書を出していることになるがこれは、これは同じ名前を代々名乗っていたので、このようになったであろう。仮に、一人が二十五年ずつ庄屋役を勤めたとすれば、善右衛門が四人いることになる。そのようなものであろうか、と考えられる。

また慶応四（一八六八）年の文書も善右衛門の名前があるが、書替證文とあるので、善右衛門が書いたところの文書を書き換えたものである。

### 参考文献

- ① 「府内藩記録乙の七、元禄二年郷中より書上控」
- ② 「朴木平野文書」
- ③ 「赤野宮崎家文書」
- ④ 「古野後藤家文書」